

20歳になったら国民年金に加入を

- ①20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職のかた等（国民年金第1号被保険者）は、国民年金に加入することが義務づけられています。
- ②20歳になったかたには、日本年金機構から、「国民年金加入のお知らせ」や納付書等により、国民年金に加入したことをお知らせします。
- ③公的年金制度は、老後や障がいを負ったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。
- ④若いときに公的年金制度に加入して、保険料を納め続けることで、老後や、病気やケガで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができます。
- ⑤原則として、保険料を納めなければ年金を受け取ることができません。しかし、所得が低く保険料を納めることが困難なかたのために保険料免除制度があります。

国民年金のメリット

老後を支える終身保障！

「老齢基礎年金」が受け取れる一生涯の保障です。

万が一の障がいや遺族も保障！

老後だけではなく現役世代の保障も充実しています。

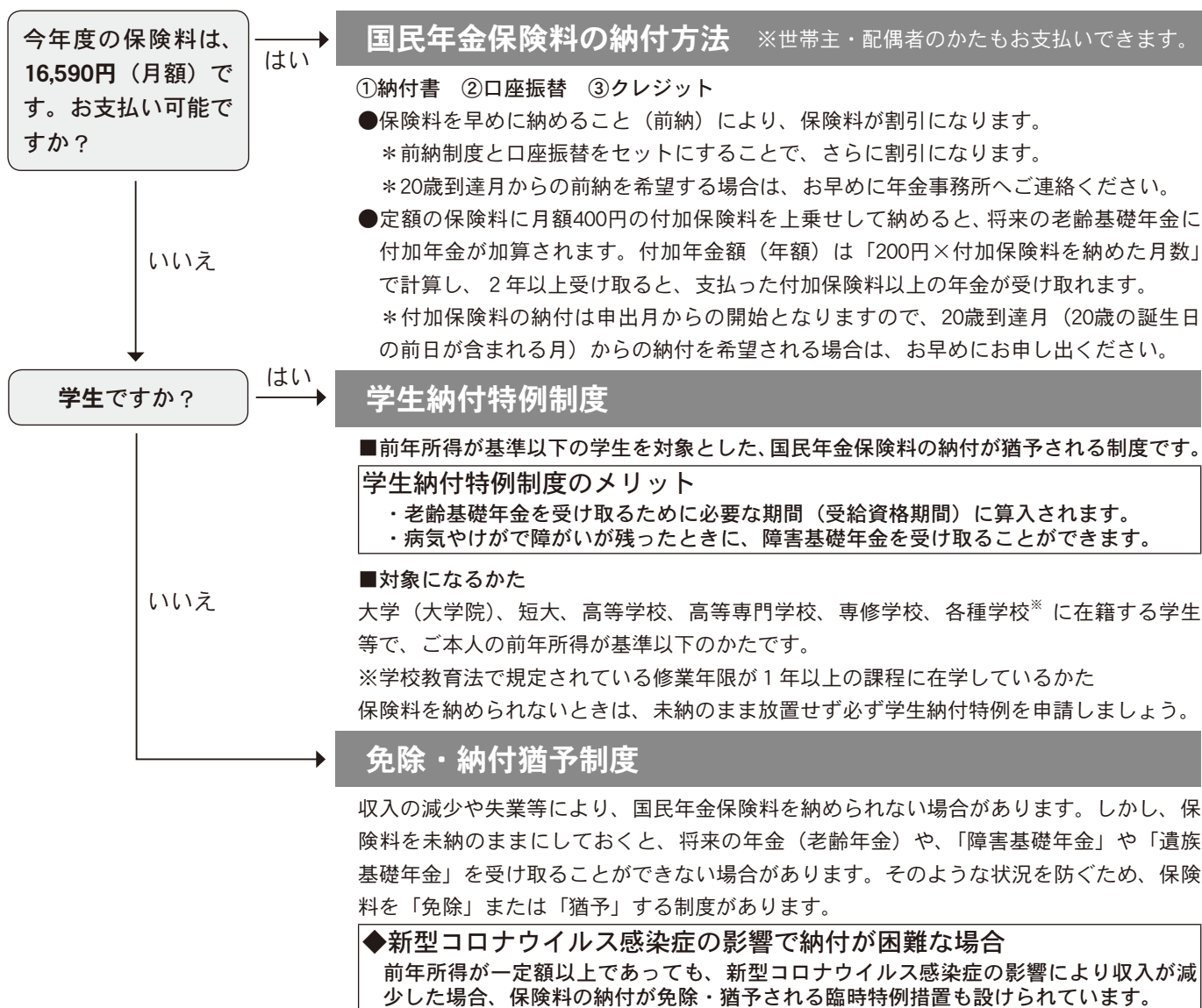
保険料が控除！

納めた保険料の全額が所得から控除されます。

基礎年金の半分は国（税金）が負担！

基礎年金の半分は国（税金）から支払われています。

■加入後に必要な手続きについて、以下のフロー図から、確認をお願いします。



●詳細／砂川年金事務所 ☎0125-52-2144、市民年金係 ☎27-7357